

独立行政法人奄美群島振興開発基金 第四期中期計画

(前文)

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）は、与えられた責務を十分認識し、奄美群島地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項等を定める奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完・奨励することを目的としており、ひいては、奄美群島の基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展等に資するという奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）の目的達成に貢献する。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 保証業務

奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。

(1) 事務処理の迅速化及び適正化

① 審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、すべての案件をその期間内に処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等を行う。

標準処理期間 6日

② 業務の質的向上や利用者の手続面での負担軽減等を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うため、必要に応じて見直しを行う。

- ・ 保証引受、条件変更等の各業務について、業務の質的向上等に資する観点から、審査事務や期中管理手法等について毎年度点検を実施する。

【指標】

○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況

- ・ 審査事務等についての点検及び見直しの検討（企画運営会議）：年1回以上（保証・融資業務共通）

(2) 適切な保証条件の設定

保証料率をはじめとする保証条件について、「奄美群島振興開発計画」に沿った地域の特性及び自然的特性等も踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、業務運営に必要なコスト・保証リスク等財務状況への影響及び新たな資金需要等を勘案した条件設定を行う。

なお、保証条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う保証制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。

さらに、地方公共団体が設定する制度保証について、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の状況を踏まえつつ、新たな産業育成に資する新規制度の創設及び既存制度の改善等について地方公共団体と定期的な会議を開催する等連携して取り組んでいく。

(3) 利用者に対する情報提供

奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金に関する情報や事業経営の参考となる情報等を分かりやすく提供する。

これらの情報については、原則として、発表と同日中に窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載するものとする。

また、地元市町村広報誌等を活用することにより情報提供の充実を図る。

(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映

資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施や奄美基金のホームページを活用した電子メールでの意見・質問受付け等を行い、その結果を業務に反映させる。

利用者のニーズを踏まえ、地域の事業者に対する適切な事業計画の策定や経営改善を促進するために外部専門家も活用した事業セミナー等を企画・開催を行うことできめ細かな経営サポートを実施する。

【指標】

- 事業者の収益向上やセミナーの実施状況
 - ・ 事業者の収益向上等件数：年4件以上
 - ・ 事業セミナーの開催：年2回以上（保証・融資業務共通）
 - ・ アンケートの実施件数：年100先以上（保証・融資業務共通）

(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実

地域の事業者を支援等するため、地方公共団体、金融機関、商工会議所、中小企業再生支援協議会等との定期的な意見交換会の実施等、連携の強化を図るとともに、職員の資質向上、奄美群島や他地域の経済・金融の調査・分析を行う等、コンサルティング機能の充実等に努める。

【指標】

- 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況

- ・ 地方公共団体等との連携の在り方についての検討（企画運営会議）：年2回以上（保証・融資業務共通）
 - ・ 地方公共団体等との意見交換の回数：年1回以上（保証・融資業務共通）
 - ・ 金融機関との協調体制による経営改善支援状況：年45件以上
- 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況
- ・ 奄美群島の経済状況等に関する情報の収集及び一定の区分（島別、地方公共団体別等）での整理を行い、地方公共団体等との意見交換での活用やHPでの情報発信を行う（保証・融資業務共通）

（6）期中管理体制の強化

貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。

【指標】

- 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況
- ・ 事業者が必要としている支援についての検討（事業者再生支援委員会）：年2回以上（保証・融資業務共通）
 - ・ 事業者の再生支援件数：年5件以上（保証・融資業務共通）

（7）担保設定の柔軟化

事業資産等に対する動産担保設定の促進等により利用者の利便性の向上に資するとともに債権保全の強化を図る。

（8）奄美群島振興施策との連携・協調

鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体との連携をこれまで以上に緊密にし、農業、観光等の重点分野をはじめ奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に関連する事業に対し、その効果をより一層高めるため施策との協調を図り積極的な金融面からの支援を実施する。

（9）リスク管理体制の充実・強化

① 審査委員会及び債権管理委員会の活用

審査及び債権管理の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。

② 債権の集中管理の徹底

長期延滞債権等特別に管理を行うことが必要な債権の集中管理の徹底を図る。

③ 区分に応じた債務者管理の徹底

利用者に対するモニタリング及び信用状況の検証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。

また、経営・再生支援等を通じ、事業者と協力しながら債務者区分の維持・向上を進め資産の良質化を図る。

④ 民間金融機関との連携・協調

一般の金融機関との連携強化に努め、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関単独融資の併用促進等によるリスク分散を図る。

また、これら協調体制の下、利用者に対する適切な助言及び指導などの経営改善支援及び合同督促等により債権保全効果の向上に努める。

【指標】

- 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況
 - ・ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討（企画運営会議）：年2回以上（保証・融資業務共通）
 - ・ 協調融資によるリスク分散の件数、金額：年8件以上、年72百万円以上

⑤ 新規の債権に対する管理強化

中期計画期間におけるリスク管理債権割合の目標を達成し、繰越欠損金の早期解消を図るため、より厳格な審査及び期中管理に努めることとし、新たに保証を行う案件については、そのリスク管理債権割合が中期目標期間の最後の事業年度において15.0%以下となるよう管理を強化する。

【指標】

- 延滞債権割合：4.0%以下

2. 融資業務

奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。

（1）事務処理の迅速化及び適正化

- ① 審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、すべての案件をその期間内に処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等を行う。

標準処理期間 9日

- ② 業務の質的向上や利用者の手続面での負担軽減等を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うため、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 融資の審査、条件変更等の各業務について、業務の質的向上等に資する観点から、審査事務や期中管理手法等について毎年度点検を実施する。

【指標】

- 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況
 - ・ 審査事務等についての点検及び見直しの検討（企画運営会議）：年1回以上（保証・融資業務共通）

（2）適切な貸付条件の設定

奄美群島の産業特性を踏まえた貸付金利、償還方法等を定めているところであるが、これら融資条件等について、既存メニューの利用状況や「奄美群島振興開発計画」に沿った地域の特性及び自然的特性等も踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、業務運営に必要なコスト・融資リスク等財務状況への影響及び地域内事業者の資金需要、市中金利等を勘案した条件設定を行う。

なお、融資条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。

（3）利用者に対する情報提供

奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金に関する情報や事業経営の参考となる情報等を分かりやすく提供する。

これらの情報については、原則として、発表と同日中に窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載するものとする。

また、地元市町村広報誌等を活用することにより情報提供の充実を図る。

（4）利用者ニーズの把握及び業務への反映

資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施や奄美基金のホームページを活用した電子メールでの意見・質問受付け等を行い、その結果を業務に反映させる。

利用者のニーズを踏まえ、地域の事業者に対する適切な事業計画の策定や経営改善を促進するために外部専門家も活用した事業セミナー等を企画・開催を行うことできめ細かな経営サポートを実施する。

【指標】

- 事業者の収益向上や事業セミナーの実施状況
 - ・ 事業者の収益向上等件数：年6件以上
 - ・ 事業セミナーの開催：年2回以上（保証・融資業務共通）
 - ・ アンケートの実施件数：年100件以上（保証・融資業務共通）

（5）関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実

地域の事業者を支援等するため、地方公共団体、金融機関、商工会議所、中小企業再生支援協議会等との定期的な意見交換会の実施等、連携の強化を図るとともに、職員の資質向上、奄美群島や他地域の経済・金融の調査・分析を行う等、コンサルティング機能の充実等に努める。

【指標】

- 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況
 - ・ 地方公共団体等との連携の在り方についての検討（企画運営会議）：年2回以上（保証・融資業務共通）
 - ・ 地方公共団体等との意見交換の回数：年1回以上（保証・融資業務共通）
 - ・ 金融機関との協調体制による経営改善支援状況：年15件以上
- 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況
 - ・ 奄美群島の経済状況等に関する情報の収集及び一定の区分（島別、地方公共団体別等）での整理を行い、地方公共団体等との意見交換での活用やHPでの情報発信を行う（保証・融資業務共通）

（6）期中管理体制の強化

貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。

【指標】

- 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況
 - ・ 事業者が必要としている支援についての検討（事業者再生支援委員会）：年2回以上（保証・融資業務共通）
 - ・ 事業者の再生支援件数：年5件以上（保証・融資業務共通）

（7）担保設定の柔軟化

事業資産等に対する動産担保設定の促進等により利用者の利便性の向上に資するとともに債権保全の強化を図る。

(8) 奄美群島振興施策との連携・協調

鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体との連携をこれまで以上に緊密にし、農業、観光等の重点分野をはじめ奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に関する事業に対し、その効果をより一層高めるため施策との協調を図り積極的な金融面からの支援を実施する。

(9) リスク管理体制の充実・強化

① 審査委員会及び債権管理委員会の活用

審査及び債権管理の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。

② 債権の集中管理の徹底

長期延滞債権等特別に管理を行うことが必要な債権の集中管理の徹底を図る。

③ 区分に応じた債務者管理の徹底

利用者に対するモニタリング及び信用状況の検証・分析を徹底とともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。

また、経営・再生支援等を通じ、事業者と協力しながら債務者区分の維持・向上を進め資産の良質化を図る。

④ 民間金融機関との連携・協調

一般の金融機関との連携強化に努め、金融機関単独融資の併用促進等によるリスク分散を図る。

また、これら協調体制の下、利用者に対する適切な助言及び指導などの経営改善支援及び合同督促等により債権保全効果の向上に努める。

【指標】

○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況

- ・ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討（企画運営会議）：年2回以上（保証・融資業務共通）
- ・ 協調融資によるリスク分散の件数、金額：年1件以上、年114百万円以上

⑤ 新規の債権に対する管理強化

中期計画期間におけるリスク管理債権割合の目標を達成し、繰越欠損金の早期解消を図るため、より厳格な審査及び期中管理に努めることと

し、新たに融資を行う案件については、そのリスク管理債権割合が中期目標期間の最後の事業年度において15.0%以下となるよう管理を強化する。

【指標】

- 延滞債権割合：2.4%以下

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 業務運営体制の効率化

(1) 組織体制・人員配置の見直し

効率的かつ効果的な業務運営体制に向けて、組織体制・人員配置の見直しを行う。

(2) 審査事務等の効率化

顧客情報データベースの改良、集約化の推進等により審査事務及びリスク債権管理への活用を図り、業務の効率化・高度化を図る。

(3) 情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」

(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等を通じて情報システムの適切な整備及び管理を行う。

2. 一般管理費の削減

(1) 一般管理費の削減

業務運営全体の効率化を図ることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）比で7%以上に相当する額を削減する。

(2) 人件費の抑制

人件費については、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）の水準を維持することを基本としながら、財政状況等を踏まえ可能な範囲で抑制した運用を図ることとする。

(3) 給与水準の適正化

国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について、引き続き必要な見直しを進めるとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

3. 人材育成

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、以下のとおり人材育成に取り組む。

（1）職員研修・資格取得の推進

金融機関としての質的向上を図るため、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修や資格取得を推進する。

【指標】

- 組織の課題及び受講内容の検討、研修計画の策定、実施状況
 - ・ 受講者数（延べ）：25人以上
 - ・ 外部研修を受講した職員が講師として開催した内部勉強会の回数：年4回以上

（2）人事交流・業務連携の強化

政策実施機能を更に向上させるとともに審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、株式会社日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流、業務連携等の実施をするなど、同公庫等との連携を図る。

4. 入札及び契約手続きの適正化・透明化

入札及び契約手続の透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表の上、着実に実施する。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人等による監査によりチェックを受ける。

第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1. 財務内容の改善

財務の健全化を図り、繰越欠損金の解消及びリスク管理債権の一層の圧縮を行うため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定・公表し、着実に実行する。

（1）保証業務においては、十分な返済能力が見込まれる者を対象に保証を行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権の回収に努め、奄美基金が保証している債務に係るリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度において35.0%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。

【指標】

ア リスク管理債権割合 H31:50.2%、R2:46.0%、R3:41.9%、R4:38.3%、R5:35.0%

イ リスク管理債権割合のうち、平成16年10月以降保証した債権にかかるもの：25.5%以下 (H31:34.8%、R2:32.2%、R3:29.6%、R4:27.5%、R5:25.5%)

(2) 融資業務においても、十分な返済能力が見込まれる者を対象に貸付けを行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、延滞債権の回収に努め、奄美基金が保有するリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度において31.0%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。

【指標】

ア リスク管理債権割合 H31:39.1%、R2:37.1%、R3:35.1%、R4:33.0%、R5:31.0%

イ リスク管理債権割合のうち、平成16年10月以降融資した債権にかかるもの：24.8%以下 (H31:31.3%、R2:29.6%、R3:28.0%、R4:26.4%、R5:24.8%)

2. 繰越欠損金の削減

財務状況を確実に改善し繰越欠損金の早期解消を図るため「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえて策定した経営改善計画を公表するとともに、着実な実行に努め中期目標期間中に約2.5億円の削減を図る。

3. 余裕金の適切な運用

余裕金の運用については、適切な運用益の確保が図られるよう運用方針の検討、策定を行うとともに、効果的な運用体制となるよう必要に応じて改善を図る。

4. 予算

別表1のとおり

5. 収支計画

別表2のとおり

6. 資金計画

別表3のとおり

第4 短期借入金の限度額

該当なし

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

該当なし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

第7 剰余金の使途

該当なし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

該当なし

2. 人事に関する計画

業務内容に応じて必要な人員を確保し、職員の能力、資質に応じた適正な人員配置を行うことにより業務運営の効率化に資する。

また、職員の意欲を引き出す機会を確保し、組織の活性化を図るため、個々の職員の勤務成績、目標達成状況及び法人の業務実績を給与等に反映させ、業務遂行のインセンティブを向上させる現行の人事評価制度について、より一層適切な運用を図る。

なお、政策金融機能を継続的・安定的に実施するための職員の人材育成が重要であり、職員の能力・知識向上に資するため、引き続き職場内研修を行うとともに適切な経営アドバイス等に必要な公的資格取得を奨励するほか、株式会社日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流を促進し、研修等への参加等を実施する。

(参考1) 期初の常勤職員数 20名

期末の常勤職員数の見込み 20名

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 805百万円

3. その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 内部統制の充実・強化

① 目標管理の徹底

業務の有効性及び効率性の向上に資するため、本計画のほか数値目標

等について取組状況の報告、意見交換の実施を通じて目標管理の徹底を図る。

② 自己評価の実施

奄美基金内部の企画運営会議による自己評価を行い、評価結果を業務運営に反映させる。

③ リスク管理体制の強化

内部統制の更なる充実強化を図るため、相互牽制機能が十分に働く、組織規模に見合ったリスク管理体制の強化に努める。また、コンプライアンス委員会の活用等により、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的要請に応えるコンプライアンスの徹底、リスク管理、内部監査、監事及び会計監査人による監査の強化、内部規定等の整備、財務内容等の情報開示の充実等により、実効ある業務運営体制を構築する。

④ 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、奄美基金の情報セキュリティポリシーに基づき、適切な対策を行う。

独立行政法人奄美群島振興開発基金 中期計画の予算等（平成31年度から令和5年度）

【 総 表 】

別表1 予算

(単位：千円)

区分	金額
収入	
出資金	—
政府出資金	—
地方公共団体出資金	—
求償権等回収金	500,048
貸付回収金	7,914,891
借入金等	—
事業収入	990,497
事業外収入	164,369
その他の収入	—
計	9,569,804
支出	
代位弁済金	442,731
貸付金	9,600,000
借入金償還	—
事業費	—
一般管理費	1,084,664
人件費	804,739
その他一般管理費	279,925
その他の支出	20,000
計	11,147,395

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	1,376,611
経常費用	1,376,611
事業費	—
一般管理費	1,141,197
減価償却費	17,675
求償権償却損失	64,490
貸倒損失	28,657
引当金繰入	124,592
事業外費用	—
臨時損失	—
収益の部	1,622,217
経常収益	1,622,217
事業収入	995,562
引当金戻入	274,694
事業外収益	351,961
臨時利益	—
純利益	245,606
目的積立金取崩額	—
総利益	245,606

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	15,163,158
業務活動による支出	11,127,395
一般管理費支出	1,084,664
代位弁済による支出	442,731
貸付金による支出	9,600,000
その他の業務支出	—
投資活動による支出	3,620,000
定期預金預入による支出	300,000
有価証券取得による支出	3,300,000
その他の投資支出	20,000
財務活動による支出	—
長期借入返済による支出	—
短期借入返済による支出	—
次年度への繰越金	415,763
資金収入	15,163,158
業務活動による収入	9,569,804
投資活動による収入	5,000,000
財務活動による収入	—
前年度（前期）よりの繰越金	593,354

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 次年度への繰越金及び前年度（前期）よりの繰越金は、定期預金を除いてある。

独立行政法人奄美群島振興開発基金 中期計画の予算等（平成31年度から令和5年度）

【保証勘定】

別表1 予算

(単位：千円)

区分	金額
収入	
出資金	—
政府出資金	—
地方公共団体出資金	—
求償権等回収金	500,048
借入金等	—
事業収入	343,539
事業外収入	133,588
その他の収入	—
計	977,174
支出	
代位弁済金	442,731
借入金償還	—
事業費	—
一般管理費	542,332
人件費	402,369
その他一般管理費	139,963
その他の支出	10,000
計	995,063

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	692,774
経常費用	692,774
事業費	—
一般管理費	570,512
減価償却費	11,716
求償権償却損失	64,490
引当金繰入	46,055
事業外費用	—
臨時損失	—
収益の部	713,448
経常収益	713,448
事業収入	340,325
引当金戻入	113,982
事業外収益	259,141
臨時利益	—
純利益	20,674
目的積立金取崩額	—
総利益	20,674

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	4,009,830
業務活動による支出	985,063
一般管理費支出	542,332
代位弁済による支出	442,731
その他の業務支出	—
投資活動による支出	2,810,000
定期預金預入による支出	300,000
有価証券取得による支出	2,500,000
その他の投資支出	10,000
財務活動による支出	—
短期借入返済による支出	—
次年度への繰越金	214,767
資金収入	4,009,830
業務活動による収入	977,174
投資活動による収入	2,700,000
財務活動による収入	—
前年度（前期）よりの繰越金	332,656

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 次年度への繰越金及び前年度（前期）よりの繰越金は、定期預金を除いてある。

独立行政法人奄美群島振興開発基金 中期計画の予算等（平成31年度から令和5年度）

【融資勘定】

別表1 予算

(単位：千円)

区分	金額
収入	
出資金	—
政府出資金	—
地方公共団体出資金	—
貸付回収金	7,914,891
借入金等	—
事業収入	646,958
事業外収入	30,781
その他の収入	—
計	8,592,630
支出	
貸付金	9,600,000
借入金償還	—
事業費	—
一般管理費	542,332
人件費	402,369
その他一般管理費	139,963
その他の支出	10,000
計	10,152,332

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	683,838
経常費用	683,838
事業費	—
一般管理費	570,685
減価償却費	5,959
貸倒損失	28,657
引当金繰入	78,537
事業外費用	—
臨時損失	—
収益の部	908,769
経常収益	908,769
事業収入	655,238
引当金戻入	160,711
事業外収益	92,820
臨時利益	—
純利益	224,931
目的積立金取崩額	—
総利益	224,931

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	11,153,328
業務活動による支出	10,142,332
一般管理費支出	542,332
貸付金による支出	9,600,000
その他の業務支出	—
投資活動による支出	810,000
定期預金預入による支出	—
有価証券取得による支出	800,000
その他の投資支出	10,000
財務活動による支出	—
長期借入返済による支出	—
短期借入返済による支出	—
次年度への繰越金	200,996
資金収入	11,153,328
業務活動による収入	8,592,630
投資活動による収入	2,300,000
財務活動による収入	—
前年度（前期）よりの繰越金	260,698

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 次年度への繰越金及び前年度（前期）よりの繰越金は、定期預金を除いてある。